

米国—スペイン産完熟オリーブに対する AD 及び相殺関税

21.5 条手続パネル

(パネル報告 WT/DS577/RW, 配布日 2024 年 2 月 20 日)

小寺 智史 (西南学院大学)

1. 事案の概要

- 本件は、米国がスペイン産熟成オリーブに対して課したアンチダンピング税及び補助金相殺措置の WTO 協定整合性をめぐって EU が米国を訴えた事案の履行確認パネル (DSU21.5 条) である。
- 履行確認パネルは、原パネルによって「法それ自体」の違反が認定された 771 条 B について、米国が主張するような同法の再解釈は DSB の勧告及び裁定を履行したものとはいえない、として、EU の主張を認めた。

2. 主要論点と結論

(1) パネルの任務

DSU は勧告を実施するための措置の形式を定義・特定していない。形式上、WTO 義務に「それ自体」非整合的と判断された国内法を「再解釈」「再評価」「再検討」することで勧告を履行する可能性は排除されていない (7.16)。パネルの任務は、米国が 771 条 B 及びその適用を WTO 義務に整合的なものとしたか否かを評価することである (7.21)

(2) 法それ自体 (as such) に関するパネル判断

① 米国商務省 (USDOC) による再解釈

USDOC による文言の解釈は、771 条 B それ自体の WTO 協定不整合性を是正し、DSB の勧告を履行するものとはいえない。原パネルは、他の必要な事情を考慮せずに補助金全額のパススルーを認定するように USDOC に求める点が 771 条 B の問題と捉えたが、USDOC の解釈はこの問題に応えるものではない (7.48)。

② USDOC の責務

USDOC は、自らの分析及び調査の遂行において、すべての関連する記録情報及び証拠を評価する責務 (duty) が存在すると主張する。しかし、このような責務が 771 条 B の問題を解決するとはいえない。771 条 B は、同条が規定する 2 つの事情が認められれば、他の事情を考慮することなしにパススルーの存在を決定するように USDOC に求めている (requires)。他の要素を「考慮」しうるか否かに「かかわらず」、USDOC はすべての場合において、2 つの要件が満たされるかぎりにおいてパススルーの「存在」を決定するように求められている (7.51)。

③ USDOC の裁量

米国は、USDOC に対して広範な裁量が議会から付与されていることを根拠に反論するが、米国の主張は説得的ではない。771 条 B は 2 つの事情が存在する場合に、川上の農産品に付与された補助金を川下の加工品に付与されたものと「みなさなければならない (shall be deemed)」と指示するように設計・企図されている。パススルーの程度に関連しうる他の要素は考慮することは求められておらず、それら他の要素は、2 つの事情が存在するときにパススルーがあるか否かを判断することとは関連付けられていない (7.60)。

④ 結論

771 条 B の適用可能性に関する USDOC の修正された分析及び決定は、DSB の勧告を履行するものではないという点について、EU は立証に成功した (7.72)。

(3) 法の適用 (as applied) に関するパネル判断

771 条 B が法それ自体 (as such) WTO 協定に非整合的であることから、その適用も GATT6.3 条及び補助金協定 10 条に違反する (7.79)。

(4) 結論及び勧告

EU はパネルに対して、米国が自らの決定を破棄し、相殺関税の賦課を中止するように勧告することを求めた。EU の要請を注意深く検討したが、パネルは、このような提案または何らかの具体的な提案を行わない (8.5)。

3. 本件判断の意義

- 本件は、2020 年 11 月 10 日に加盟国配布された DS484 以来の履行確認パネルとしての意義がある。
- 本件は、「法それ自体」の違反が問題となった事案の数少ない履行確認パネルとしての意義がある。
- 本件は、「法それ自体」の違反が問題となった事案において、当該法令の改廃以外の履行方法が存在しうることを確認した点に意義がある。
- 本件は、「法それ自体」の違反が問題となった事案において、当該法令の再解釈という方法では履行したとみなされないことを明らかにした点に意義がある。

米国—スペイン産完熟オリーブに対する AD 及び相殺関税

21.5 条手続パネル

(パネル報告 WT/DS577/RW, 配布日 2024 年 2 月 20 日)

小寺 智史 (西南学院大学)

I. 事実の概要

本件は、米国がスペイン産熟成オリーブに対して課したアンチダンピング（以下、AD）税及び補助金相殺関税（以下、CVD）の WTO 協定整合性をめぐって EU が米国を訴えた事例である。

原パネルでは、①EU がスペインの生オリーブ生産者に付与した補助金は、法律上の特定性を有するか否か、②加工品の原料として用いられる農産物への補助金に関して、当該農産物への需要が加工品への需要に実質的に依存しており、かつ加工品への付加価値が限定的である場合、農産品に対する補助金全額を加工品に帰することを求める 1930 年関税法 771 条 B について、法それ自体（as such）、またその適用の結果（as applied）が GATT6.3 条等に違反するか否か、③米国国際貿易委員会（以下、USITC）による損害認定が、AD 協定及び補助金協定に違反するか否か、などが問題となった。

2021 年 11 月 19 日に加盟国配布された原パネル報告書では、上記論点について次のような判断が示された。①について、米国が補助金額の算定ルールに基づき特定性を認定したことは、補助金協定 2.1 条及び 2.1 条(a)に違反したとはいえないが、過去に法律上の特定性を有するプログラム（油脂共通市場制度、以下 COMOF）とは区別される現在のプログラム（基礎支払制度、以下 BPS）の特徴を考慮しておらず、補助金協定 2.1 条、2.1 条(a)及び 2.4 条に違反する。②について、GATT6.3 条は調査当局に対して、原材料から川下産品にどの程度の補助金が間接的に移転したかを可能な限り正確に把握することを求めているところ、1930 年関税法 771 条 B はそのような検討を不可能としており、法それ自体、GATT6.3 条及び補助金協定 10 条に違反する。他方で、③について、パネルは USITC による損害認定に関して協定違反を認めなかった。

原パネル報告書は両紛争当事国によって上訴されず、2021 年 12 月 20 日に紛争解決機関（以下、DSB）によって採択された。その後、2022 年 7 月 1 日、勧告を履行するための適切な期間（以下、RPT）について両国で合意がなされ、パネル報告採択から 12 か月 25 日、すなわち 2023 年 1 月 14 日までが RPT として決定された。2022 年 7 月 5 日、米国通商代表（以下、USTR）は米国商務省（以下、USDOC）に対して、DSB の勧告及び裁定（以下、勧告）と整合的にするために必要な決定を行うように指示をした。2022 年 12 月 20 日、USDOC は CVD 措置に関する最終決定を行い、当初課せられていた CVD 措置の関税額を減額した（表 1）¹。2023 年 1 月 17 日、米国は DSB に勧告の履行完了を通知した。

¹ Department of Commerce, International Trade Administration, “Ripe Olives From

表 1 修正された CVD 措置の関税額

輸出者／生産者	当初の CVD 措置の関税額	修正された CVD 措置の関税額
Aceitunas Guadalquivir S.L.U.	27.02	11.63
その他	14.97	11.08

2023 年 4 月 1 日、EU は紛争解決了解（以下、DSU）21.5 条に基づく協議を要請し、2023 年 5 月 24 日に両国で協議がなされたものの、紛争の解決には至らなかった。2023 年 7 月 14 日、EU は DSU21.5 条に基づきパネル設置要請を行い、2023 年 7 月 31 日にパネルが設置された（パネリストは原パネルと同様、議長 Daniel Moulis, Martin Garcia, Charis Tan である）。なお、ブラジル、カナダ、中国、インド、日本、ロシア、スイス及びトルコが第三国として参加する権利を留保した。

2024 年 3 月 19 日、21.5 条パネル報告書が DSB によって採択された。その後、EU は DSU22.2 条に基づいて対抗措置の承認要請を行った。2024 年 11 月 22 日、米国は同要請に対して、DSU22.6 条に基づいて異議申し立てを行った。22.6 条仲裁は、原パネル及び履行確認パネルと同一の 3 名のパネリストによって構成される予定である。

II. 手続の時系列

2019 年	1 月 28 日	協議要請
	3 月 16 日	パネル設置要請
	6 月 24 日	パネル設置
2021 年	11 月 19 日	パネル報告書配布
	12 月 20 日	パネル報告書採択
2022 年	7 月 1 日	RPT について合意
2023 年	1 月 16 日	米国が DSB に履行を完了した旨通知。
	4 月 1 日	EU が米国に協議要請（DSU21.5 条）
	7 月 14 日	21.5 条パネル設置要請
	7 月 31 日	21.5 条パネル設置
2024 年	2 月 20 日	パネル報告書配布
	3 月 19 日	パネル報告書採択
	7 月 14 日	EU による対抗措置の承認要請（DSU22.2 条）
	11 月 22 日	米国による異議申し立て（DSU22.6 条仲裁）

Spain: Implementation of Determination Under Section 129 of the Uruguay Round Agreements Act”, 88 FR 3384.

Ⅲ. パネル報告要旨

1. パネルの任務

DSU21.5 条の下で設定されたパネルの任務は、USDOC の行動が、DSU の勧告の関連部分を履行するものであったか否かを判断することである (7.12)。EU は、法それ自体 (as such) が WTO の諸義務に非整合的であるという判断は、加盟国による履行方法に重要な指針を与えるものであり、法それ自体が WTO に違反する事例においては、問題となっている法の修正または廃止が通常期待されると主張する。USDOC による 1930 年関税法 771 条 B の再解釈などは、せいぜいのところ (as best)、法の適用 (as applied) に関する原パネル判断に関連するものとみなしうる、と主張する。(7.15)。

DSU は勧告を実施するための措置の形式を定義・特定していない。形式上、WTO 義務に「それ自体」非整合的と判断された国内法を「再解釈」「再評価」「再検討」することで勧告を履行する可能性は排除されていない (7.16)。

本パネルの任務は、米国が 771 条 B 及びその適用を WTO 義務に整合的なものとしたか否かを評価することである (7.21)。

2. 米国による実施措置

(1) 原パネルの判断

1930 年関税法 771 条 B は次のように定める。

原農産物から加工される農産品の場合、①川上製品への需要が川下製品への需要に実質的に依存しており、かつ②加工によって農産品に付加される価値が限定的な場合、当該農産品の生産者または加工者に付与された相殺可能な補助金は、加工品の製造、生産または輸出に対して付与されたものとみなす。

In the case of an agricultural product processed from a raw agricultural product in which –

(1) the demand for the prior stage product is substantially dependent on the demand for the latter stage product, and

(2) the processing operation adds only limited value to the raw commodity,

countervailable subsidies found to be provided to either producers or processors of the product shall be deemed to be provided with respect to the manufacture, production, or exportation of the processed product

原パネルは、771 条 B は、上記に定められた 2 つの事情が認められれば、原農産物に付

与された補助金「全体」が川下の加工農産品に移転（パススルー）したものと「みなす（presume）」ことを USDOC に求めており、パススルーの存在や程度の決定に関連しうるその他の要素を考慮する可能性を排除している点で、法それ自体（as such）、WTO 非整合的であると判断した（7.25）。原パネルによれば、GATT6.3 条及び補助金協定 10 条は間接的な補助金を相殺することを認めているものの、補助金が川下産品にパススルーされたと単に推定することはできず、調査当局は、可能な限り正確に、パススルーされた補助金の額を算定するように努めなければならない（7.26）。

（2） USDOC による再解釈

USDOC は、771 条 B のなかの「原農産物」「川上製品」「川下製品」の各用語について改めて解釈を行い、完熟オリーブに関する調査において、「原農産物」「川上製品」が「他の生オリーブの品種とは生物学的に区別されるテーブル用²及びデュアルユースのオリーブ品種」、「川下製品」が「完熟オリーブを含む加工品のテーブルオリーブ」を意味すると解釈した（7.36）。そのうえで、USDOC は、一連の事実記録を再調査し、複数の生オリーブの品種のうち「川上製品」に含められるべき程度を計算し、そのうちの 55.28%が「川下製品」であるテーブルオリーブに加工されたと決定した。USDOC はこれを根拠として、771 条 B が定める実質的依存の要件が充足されるとし、さらに、オリーブの加工がわずか 3%の付加価値を与えるすぎないとして、限定的な付加価値という要件も満たされることを再確認した（7.37）。

さらに、USDOC は、実質的依存の分析の見直しに加えて、「追加考慮（Additional Considerations）」と題する項目を設け、771 条 B の「shall」という文言によって他の関連する要素を考慮する可能性が排除されているとした原パネルの判断は誤っており、USDOC の分析はそれほど限定されておらず、すべての潜在的に利用可能なデータ及び情報を考慮している（7.38）、また実際に見直しの過程では他の多くの要素を考慮した、と主張した（7.39）。また、771 条 B の「みなす（shall be deemed）」という文言についても、USDOC は、補助金全体よりも少ない額をパススルーされた補助金として認定する柔軟性や裁量を USDOC に与えていると主張した（7.40）。

（3） パネル判断（as such）

USDOC による文言の解釈は、771 条 B それ自体の WTO 協定不整合性を是正し、DSB の勧告を履行するものとはいえない。原パネルは、他の必要な事情を考慮せずに補助金全額のパススルーを認定するように USDOC に求める点が 771 条 B の問題と捉えたが、USDOC の解釈はこの問題に応えるものではない。というのも、これは 771 条 B が定める 2 つの要件のうち、[実質的依存という] 第一要件の諸要素に関するものだからである（7.48）。

また、「追加考慮」に関連して、USDOC は、自らの分析及び調査の遂行において、すべての関連する記録情報及び証拠を評価する責務（duty）が存在すると主張する。しかし、こ

² テーブルオリーブとは、漬物として食卓に供されるオリーブを意味する。それ以外のオリーブは主に、オリーブオイルの原料として用いられる。

のような責務が 771 条 B の問題を解決するとはいえない。771 条 B は、同条が規定する 2 つの事情が認められれば、他の事情を考慮することなしにパススルーの存在を決定するよう USDOC に求めている (requires)。他の要素を「考慮」しうるか否かに「かかわらず」、USDOC はすべての場合において、2 つの要件が満たされるかぎりにおいてパススルーの「存在」を決定するように求められている。そのことは、他の要素を考慮・分析した結果、パススルーの存在が否定される場合であってもそうである。よって、米国の主張には同意しない (7.51)。

また、米国は、USDOC に対して広範な裁量が議会から付与されていることを根拠に反論するが、米国の主張は説得的ではない。771 条 B は 2 つの事情が存在する場合に、川上の農産品に付与された補助金を川下の加工品に付与されたものと「みなす (shall be deemed)」と指示するように設計・企図されている。パススルーの程度に関連しうる他の要素は考慮することは求められておらず、それら他の要素は、2 つの事情が存在するときにパススルーがあるか否かを判断することとは関連付けられていない (7.60)。米国の主張とは反対に、USDOC によるパススルー分析は、同分析が、771 条 B が規定する 2 つの事情の考慮のみに基づいてなされたことを示している (7.71)。

以上から、771 条 B の適用可能性に関する USDOC の修正された分析及び決定は、DSB の勧告を履行するものではないという点について、EU は立証に成功したものと判示する (7.72)。

(4) パネル判断 (as applied)

771 条 B が法それ自体 (as such) WTO 協定に非整合的であることから、その適用も GATT6.3 条及び補助金協定 10 条に違反する (7.79)。

3. 結論及び勧告

DSU19.1 条に基づき、米国に自らの措置を GATT 及び補助金協定の下での義務に整合的なものとするように勧告する (8.4)。

EU はパネルに対して、米国が自らの決定を破棄し、相殺関税の賦課を中止するように勧告することを求めた。パネルはこのような特定の勧告を行う能力を有さない。DSU は、加盟国に対してパネルの勧告を実施する方法を提案できることを認めている。EU の要請を注意深く検討したが、パネルは、このような提案または何らかの具体的な提案を行わないこととする。紛争解決の目的は、DSU の下での加盟国の権利義務に従い、DSB に持ち込まれた事案の満足な解決を達成することにある。パネルは、パネル報告が対象協定の諸規定を明示することによって、当事国にその解決方法を指示せずとも、この目的に資することが可能と考える (8.5)。

IV. 評釈

1. 本件の意義

本件では、米国によるスペイン産完熟オリーブに対する AD 措置及び CVD 措置に関連して、間接的な補助金のパススルー（pass through）の認定をめぐって米国法 771 条 B の法それ自体（as such）及びその適用（as applied）の違反が原パネルで認定された。原パネル報告書が DSB によって採択された後、米国が 771 条 B の再解釈を通じて履行が完了した旨主張したところ、EU は、当該再解釈は DSB の勧告の履行に該当しないとして、DSU21.5 条に基づき、パネルに履行の確認に求めたものである³。なお、履行確認パネルが報告書を発出したのは、2020 年 11 月 10 日に加盟国配布された *Indonesia – Chicken* (DS484)⁴の履行確認パネル以来である。

本件で特に問題となったのは、米国による 771 条 B の再解釈が、法それ自体の違反に対する履行措置とみなしうるか否か、という点である。この点、履行確認パネルは、米国による法令の再解釈は DSB の勧告を履行するものではないとの判断を示す一方で、その具体的な履行方法を提案することは差し控えた。以下では、このような履行確認パネルの判断について、若干のコメントを付すことにしたい。

2. 「法それ自体」の違反が問題となった事例における履行措置

本件において、米国は、法それ自体の違反が原パネルで認定された 771 条 B を修正または廃止することなく、同法令を再解釈したことで DSB の勧告の履行を果たしたと主張した。このような米国の主張に対して、履行確認パネルは、原パネルが指摘した 771 条 B の基本的な問題は治癒されていないと判断した。その問題とは、同条が定める実質的依存と限定的な付加価値という 2 つの事情が存在する場合、USDOC は、川上製品に付与された補助金全体が川下製品に移転（パススルー）したものとみなさなければならない、という点である。特に、原パネルは、同条の「みなす（shall be deemed）」という文言から、2 つの事情以外の関連する事情を考慮する可能性が除外されていることを問題視した。米国は、771 条 B の文言の再解釈を通じて、USDOC が他の事情を考慮する可能性は排除されていないことを主張したが、履行確認パネルはこのような米国の主張を退けた。

EU が主張したように、法それ自体の WTO 協定非整合性が問題となった場合、最も明確かつ典型的な履行方法が同法令の修正または廃止であることに疑いの余地はない。例えば、*US – Carbon Steel (India)* (DS436) 履行確認パネルは、法それ自体の違反が認定された場合、その他の履行の可能性は否定しないものの、通常、法令の修正が期待されうると指摘し

³ 事実の概要及び原パネル報告については次を参照。北村朋史「米国—スペイン産完熟オリーブに対する AD 及び相殺関税（パネル）(DS577)」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2022 年度版）』；服部薫「相殺関税調査におけるパススルー分析及び同調査・アンチダンピング調査における不帰責分析」『国際商事法務』50 巻 6 号（2022 年）695－704 頁。

⁴ WT/DS484/RW.

ている⁵。

しかし、本履行確認パネルが指摘するように、「法それ自体」の違反が問題となった事例において、法改正以外に履行方法が存在する可能性は排除されない。そこで問題となるのが、法改正以外のいかなる方法であれば、DSB の勧告を履行したものと評価しえるか、という点である。ケースバイケースの判断となる要素が大きいとしても、評価するための何らかの基準や指標が必要であろう。

この点、平見健太は、*US—Carbon Steel (India)* (DS436) の履行確認パネルなどを参照し、法令の修正を伴わない「法それ自体」違反の履行措置が認められるためには、少なくとも、①DSB 勧告後にとられた措置であって（時機）、②違反認定を受けた措置に関して何らかの「変化」を生じさせるものであること（形態）、③そこで求められる「変化」とは、問題となる対象協定上の規定に照らして違反原因を除去する効果を持つものであって、その内容が十分かつ具体的に示されていること（内容）、という 3 つの要件をあげている⁶。本件との関連で問題となるのは、果たしてどのような「変化」であれば、対象協定上の規定に照らして違反原因を除去する効果を有すると判断できるのか、という点である。

ここで改めて確認すべきなのは、GATT 及び WTO において「法それ自体」の違反が問題とされてきたことの理由や意義である。学説上、GATT 及び WTO において「法それ自体」の違反が問題となった理由として、GATT または WTO 協定に非整合的な法の萎縮効果（chilling effect）が指摘される⁷。一般国際法上、国内法を国際法上の義務と一致させる一般的な義務は存在するものの、両者の不一致それ自体が国際法違反となることは通常は無いと解されてきた⁸。それにもかかわらず、GATT 時代を通じて「法それ自体」に関する慣行が形成され、WTO 協定設立 16 条 4 項は「加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する」と定めるに至った。その理由の 1 つは、GATT 及び WTO 協定に違反する法それ自体の存在が、他の WTO 加盟国及びその国内アクターに萎縮効果をもたらすからである。

他方で、過去の上級委員会は「法それ自体」に関する請求を認める目的として、将来の紛争の予防を挙げている。例えば、*US—Corrosion-Resistant Steel Sunset Review* (DS244) において、上級委員会は次のように判示している。

⁵ WT/DS436/RW, paras. 7.308, 7.317; 服部薫「法令それ自体（as such）勧告の履行方法」『国際商事法務』52 巻 8 号（2024 年）935 頁。

⁶ 平見健太「米国—インド産熱延鋼板に対する相殺関税措置（履行確認パネル）」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2021 年度版）』18 頁。

⁷ 佐藤弥恵「WTO 法における命令法規と裁量法規の理論に関する一考察」『一橋法学』11 巻 1 号（2012 年）223—224 頁；同「WTO 法上の対抗的措置と対抗立法に関する一考察—as such 事案を中心として—」『一橋法学』12 巻 3 号（2013 年）506—507 頁。

⁸ James Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, 9th ed. (Oxford University Press, 2019), p. 49. この点に関する近年の変化については、佐藤「WTO 法における命令法規と裁量法規の理論に関する一考察」前掲注（7）249—250 頁、参照。

GATT・WTO の規律及び紛争処理制度は、現在の貿易だけでなく、将来の貿易に必要な安定性と予測可能性を保護することを目的としている。加盟国の義務に反する規則や規範を定めた文書が採択された後、その特定の適用に関係なく、パネルに提訴できないとすれば、この目的は阻害されることになる。また、規則や規範を具体化した文書が、それ自体としてではなく、その適用においてのみ争われるのであれば、訴訟の多発にもつながる。よって、このような措置それ自体に対する請求を認めることは、WTO に非整合的な行動の根源を排除することを可能にすることで、将来の紛争を防止するという目的に資する。⁹

このような趣旨及び目的に立ち返れば、被申立国の措置による DSB 勧告の履行を評価する基準は、当該措置が、WTO 協定に違反する法それ自体が有する萎縮効果を無化させるか否か、またこのような萎縮効果によって加盟国の安定性や予測可能性が毀損され、将来の紛争を惹起しないか否かという点に求められる。

この点、法改正以外の方法によって、このような萎縮効果の無化をもたらすことの立証は相当に困難であるように思われる。本件で米国が主張したような法解釈の変更はもちろん、容易に変更可能な行政機関の措置によっては、萎縮効果が無化されることを証明することはできない。本件の履行確認パネルの判断を踏まえて、国内法の改廃以外でも、国内法秩序のなかで解釈・運用が確立したことを具体的に証明することで、「法それ自体」が協定不整合である状況が解消されたと判断される余地があるとの見解も存在する¹⁰。しかし、問題は、加盟国の安定性や予測可能性を担保しうるほどに、国内法秩序において解釈・運用が確立していることをいかに証明しうるか、ということである。仮に、確立された解釈・運用が行政機関その他によって任意に変更される可能性があるとすれば、萎縮効果が完全に無化されたとはいえず、将来発生しうる紛争を予防することはできない。したがって、「法それ自体」の違反が認定された事案において、法改正以外の方法によって履行を立証することはきわめて困難と言わざるを得ないだろう。

3. パネルによる履行方法の特定

DSU19.1 条は「小委員会又は上級委員会は、ある措置がいずれかの対象協定に適合しないと認める場合には、関係加盟国に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する。小委員会又は上級委員会は、更に、当該関係加盟国がその勧告を実施し得る方法を提案することができる」と規定する。本件において、履行確認パネルは、法改正以外に勧告を実施・履行する方法が存在する可能性は排除されないとしつつも、その具体的な方法を提案することとはなかった。

⁹ WT/DS244/AB/R, para. 82.

¹⁰ 服部・前掲注 (5) 936 頁。

パネルが特定の履行方法を示すことに従来謙抑的であることは指摘されている¹¹。これは、パネルや上級委員会が、各加盟国の政策の余地に踏み込むことに配慮した結果と解される。米国などによる上級委員会批判を経た現在、パネルや上級委員会はこのような配慮について一層意識的である必要がある。この点、本件での履行確認パネルが特定の履行方法を米国に提案しなかったことは十分に理解できる。

このことは決して、国際社会においてパネルや上級委員会などの第三者裁定機関が「弁明的」、すなわち国家の意思に完全に追従することを意味しない¹²。分権的な国際社会においては、第三者による裁定（WTO であれば DSB による勧告及び裁定）を履行するか否かは、敗訴した国による自発的な履行とそれを導く意思決定にかかわっている。この意思決定の過程では、関連する国内アクターの説得といった政治的なコストが伴う。パネルによる特定の履行方法の提案は、敗訴した WTO 加盟国の裁量の余地を狭めることで政治的なコストを高め、結果的に履行を導かない可能性がある。その場合、国家間の紛争が解決されないのみならず、パネルの正統性を損なう結果にもあるだろう。特に、「法それ自体」案件において、DSB の勧告の履行の政治的なコストが著しく高いことを考慮すれば、本件で履行確認パネルが、米国に対して特定の履行方法を提案しなかったことは妥当な選択といえる。

なお、すでに先行研究が示すように¹³、原パネルが特定の履行方法を提案するか否かについては一貫した慣行は存在せず、いくつかの事案では原パネルが履行方法を提案することもあった。しかし、履行確認パネルが特定の履行方法を提案することは極めてまれである。2024 年 12 月 14 日現在、履行確認パネルが独自に履行方法を提案したのは、*EC-Banana III (Ecuador)* (DS27) の 1 件のみである。しかも、同事案では、EC のバナナ輸入体制を WTO 協定に整合的にする方法は「少なくとも (at least)」3 つは存在するとして、複数の選択肢を提案している¹⁴。それ以外の事案では、申立国からの要請があったとしても提案することを拒否するか、または原パネル・上級委員会の勧告及び裁定は「依然として有効である (remain operative)」と述べるにとどまるのが常である。

以上のように、本件での履行確認パネルが特定の履行方法を提案しなかったことは、従来の慣行にも合致するものである。本件は、「法それ自体」の案件が抱える政治的なコストを越えて、WTO 加盟国の自発的な履行をいかにして促すか、という困難な課題を引き続き示しているといえよう。

¹¹ 川瀬剛志『『法それ自体』の違反に関する DSB 勧告の履行—米国の事案を中心として—』川瀬剛志・荒木一郎編『WTO 紛争解決手続における履行制度』（三省堂、2005 年）384 頁。

¹² 国際法の議論構造に埋め込まれた「弁明性 (apology)」の要素については、マルティ・コスケニエミの一連の議論が詳しい。コスケニエミの国際法理論については、例えば、小寺智史「国際法と国際経済法の関係——断片化と統合をめぐるポリティクス」『国際法外交雑誌』115 巻 3 号（2016 年）27—45 頁、参照。

¹³ 服部・前掲注（5）937—938 頁。

¹⁴ WT/DS27/RW/ECU, paras. 6.155-6.159.